
午後 1時59分開会

○議長（上條俊道） 開会に先立ちご報告申し上げます。

このほど、安曇野市議会、麻績村議会及び筑北村議会において松本広域連合議会議員の交代があり、安曇野市議会からは、一志信一郎議員、竹内秀太郎議員、藤原陽子議員、内川集雄議員、小松洋一郎議員の以上5名、麻績村議会からは、小山福績議員、筑北村議会からは、佐藤文男議員が選出されましたのでご紹介申し上げます。

また、山形村の平沢議員、塩尻市の小口代表副連合長、筑北村の関川副広域連合長及び安曇野市の小林参事から本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、ご承知願います。

これより平成29年松本広域連合議会11月定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は23名でありますので、定足数を超えております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

広域連合長より議案が3件提出されております。あらかじめ皆さんのお手元にご配付申し上げますとおりであります。

次に、陳情書が1件提出されております。陳情文書表としてご配付申し上げますとおりであります。これは、所管の総務民生委員会に回付しておきます。

本日の議事は、お手元の議事日程をもって進めます。

日程第1 議席の指定

○議長（上條俊道） 日程第1、議席の指定を行います。

このたび選出された安曇野市議会、麻績村議会及び筑北村議会選出議員の議席につきましては、会議規則第4条第2項の規定により、お手元にご配付いたしました名簿のとおり指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（上條俊道） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、議長において 4 番、丸山寿子議員、5 番、大久保真一議員、6 番、小林あや議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（上條俊道） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 4 常任委員の選任

○議長（上條俊道） 日程第 4、常任委員の選任を行います。

松本広域連合議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において、お手元の常任委員名簿に記載のとおり指名いたします。

日程第 5 議会運営委員の選任

○議長（上條俊道） 日程第 5、議会運営委員の選任を行います。

松本広域連合議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において、お手元の議会運営委員名簿に記載のとおり指名をいたします。

日程第6 議案第1号及び第2号

○議長（上條俊道） 日程第6、議案第1号及び第2号の以上2件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） 本日ここに、平成29年松本広域連合議会11月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、7月の第2回臨時会以降、安曇野市、麻績村、筑北村において議会議員選挙が行われ、これに伴い、今議会から、安曇野市、麻績村、筑北村の1市2村において7名の皆様方が松本広域連合議会議員にご就任されました。新たにご就任されました皆様におかれましては、松本広域圏のさらなる発展のためご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また、去る10月15日には安曇野市長選挙が行われ、宮澤宗弘市長が3選を果たされ、筑北村長選挙では、無投票で関川芳男村長が再選の栄誉をそれぞれ得られました。松本広域連合を代表いたしまして心からお祝いを申し上げ、引き続き、広域連合の円滑なる運営について御指導賜りますようお願い申し上げます。

まず、冒頭、6月28日に発生いたしました消防職員の飲酒運転での単独事故による不祥事につきまして、議会を初め、地域住民の皆様には心から深くおわびを申し上げます。職員には機会あるごとに、公務員としての自覚を持ち、綱紀粛正と服務規律の遵守を徹底するよう求めてまいりましたが、このような不祥事が起きましたことは、住民の皆様の消防行政に対する信頼を大きく損なうものであり、まことに遺憾に存じます。

特に、消防職員につきましては、住民の安全と命を守るという極めて重い社会的な責務を担っておりますことから、厳正に服務規律を確保し、高い倫理観を持って、失われた信用を一刻も早く取り戻すため、組織を挙げ、信頼回復と再発防止に取り組むよう、改めて消防局長に指示した次第であります。

なお、不祥事を起こした職員は免職処分といたし、管理監督の立場にある消防局長を初めとする職員について、厳重に処分いたしました。

それでは、議案の提案説明に先立ちまして、当広域連合を取り巻く状況などについて若干申し上げます。

まず、長野県における今後の消防防災航空体制の検討状況について申し上げます。

消防防災ヘリコプター「アルプス」の墜落事故に伴い、現在、県、市町村、消防本部が一体となり、今後の消防防災航空体制の再構築に向けた検討が進められております。

早期の運航再開に向けた検討や、数年先を見据えた中長期的な長野県の消防防災航空体制の方向性の議論が進められているところでありますが、当面は、来春の山林火災への対応を優先し、段階的に運航再開を目指す方向性が検討会において示されております。

消防防災ヘリの早期運航再開には、民間航空会社への委託による運航方法が、現在のところ最善と考え得る状況であります。9人の殉職者を出した事故の課題と教訓は非常に重く、私といたしましては、運航再開に当たっては、今後、県内消防本部から派遣される消防隊員の安全確保を最優先に、二度と事故が起こらないよう、安全運航が担保された消防防災航空体制が再構築されることを期待しております。

次に、火山活動などに関連する防災などについて申し上げます。

気象庁は、8月10日、長野、岐阜両県にまたがる北アルプス焼岳の山頂西側付近で、9日の午後11時50分ごろから空気の振動を伴う地震が発生し、小規模な白色の噴気を確認したと発表しました。

焼岳の記録上に残る噴火活動は、水蒸気爆発がほとんどで、泥流を生じやすいのが特徴とされており、大正4年の噴火では泥流が発生、昭和37年の噴火では噴石により火口付近で負傷者が発生したと記録されております。あまたの山の恵みにあずかっている松本地域といたしましては、迅速な情報収集と的確な初動対応を念頭に、ふだんからの備えを怠らぬよう、改めて肝に銘じたところであります。

次に、常備消防力整備に係る中長期的構想の見直しについて申し上げます。

この見直しにつきましては、7月の第2回臨時会の消防委員協議会におきまして、その内容を見直すことについて申し上げたところでございますが、松本広域消防局は、平成5年の発足から25年目を迎えた現在、関係市村のご理解とご協力のもと、松本地域43万住民に高度な消防・救急サービスを提供すべく、消防体制の充実強化に努めてまいりました。

しかしながら、近年では、東日本大震災を初めとする未曾有の大災害や、長野県内におきましても、御嶽山噴火災害、神城断層地震など、住民の安全・安心を脅かす災害が後を絶たない状況であります。

松本広域消防局では、将来に向けた消防力整備の指針として、平成24年に常備消防力整備に係る中長期的構想、いわゆる第1次中長期的構想を策定いたしました。今回の見直しにつきましては、第1次中長期的構想策定時と比較し、人口減少と少子・高齢化が急速に進む日

本の社会において、現在の消防を取り巻く環境や、発足から25年を迎える松本広域消防局が直面している現状と課題に向き合い、松本地域の将来を見据えた消防力の充実を目指してまいります。

なお、詳細につきましては、後刻の担当委員協議会においてご報告を申し上げます。

次に、松本地域ふるさと基金事業などに関連して申し上げます。

広域的な観光振興につきましては、関係市村の協力をいただきながら、松本地域の観光情報の発信や積極的なPRを実施しております。

まず、松本地域の観光情報の発信として、広域連合関係8市村の周遊ガイドブックを作成し、関係市村の観光協会や道の駅などに配布したところであります。このガイドブックは、長野県地域発元気づくり支援金事業を活用したもので、松本地域を訪れる観光客の皆さんに、可能な限り長く滞在していただけるよう、旅行の目的別のモデルコースや地域の見どころなど、写真を使って紹介したもので、多彩な地域資源を活かしながら、松本地域の活性化につなげていきたいと考えております。

また、10月と11月には、信州まつもと空港地元利用促進協議会と連携し、空港利用促進、松本地域への誘客、周遊促進のため、福岡市でRKBラジオまつり、福岡マラソン、アビスバ福岡と松本山雅FCのアウェイ戦において、信州まつもと空港の利用宣伝及び信州全域の観光PRを、特産品の販売とあわせて一体的に行ったところでございます。

引き続き、関係市村や団体の皆さんと協力しながら、松本地域の観光振興、地場産業の振興などにつなげてまいります。

それでは、ただいま上程されました広域計画の変更1件、決算の認定1件の計2件の提出議案について、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第1号の松本広域連合広域計画の変更につきましては、7月の第2回臨時会閉会後の議員協議会におきましてご協議いただいた広域規約の変更に関連するもので、当広域連合が広域観光事業を主体的に取り組むため、広域連合の処理する事務に広域的な観光振興に関する事務を追加するに当たり、広域計画の一部を変更するものでございます。

次に、議案第2号の平成28年度決算について申し上げます。

まず、一般会計の決算額は、歳入が43億6,539万円、歳出が41億9,767万円で、形式収支、実質収支ともに1億6,772万円の黒字決算となりました。

特別会計では、歳入が2,258万円、歳出が1,544万円で、形式収支、実質収支ともに713万円の黒字決算となりました。

このほか、議案以外のものとしたしまして、広域連合長の専決処分事項の指定にかかわるもの1件を報告いたしております。

以上、本日提案いたしました議案についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、後ほど、監査委員の人事案件を提案させていただきますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

○議長（上條俊道） 次に、監査委員から、平成28年度松本広域連合歳入歳出決算に対する審査意見の報告を求めます。

花岡代表監査委員。

○代表監査委員（花岡興男） ただいまご紹介をいただきました監査委員の花岡でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、平成28年度松本広域連合一般会計、特別会計決算及び基金状況について、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る8月8日に濱監査委員とともに審査を行いましたので、その意見の概要をご報告申し上げます。

審査の結果、歳入歳出決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書は、いずれも法令で定める様式により作成されており、その計数等につきましても関係諸帳簿と符合し、正確であると認めました。また、各基金においても、その設置目的に従って運用されており、適正に管理されているものと認めたところでございます。

さらに、意見といたしまして2点申し上げます。

1点目といたしましては、経費の節減でございます。日ごろから業務の効率化を目指し、経費の節減に努力されておりますけれども、関係市村の財政状況は厳しいものがあるものと思われまますので、今後も、経費の節減についてはより一層努力されたいことをお願い申し上げます。

次に、危機管理体制の強化でございます。本年度も、九州北部の豪雨を初めとする自然災害が多く発生しております。また、年々規模も大きくなっており、被害も拡大してきておりますので、引き続き、過去の災害等から学んだものを活用し、幅広い活動をして、地域住民の安全と安心の確保に努めていただきたいと思います。

以上を申し上げまして、決算の意見の概要といたします。

なお、詳細については、広域連合長に提出し、ご配布してあります審査意見書をごらんいただきたいと思います。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（上條俊道） ただいま当局から上程議案に対する説明があり、また、監査委員から決算審査の意見の報告がありました。

日程第7 松本広域連合行政一般に対する質問

○議長（上條俊道） 日程第7、松本広域連合行政一般に対する質問を行います。

現在までの発言通告者は、19番、池田国昭議員であります。

池田国昭議員の発言を許します。

19番、池田国昭議員。

○19番（池田国昭） それでは、通告に従って、まず最初に、人事評価制度についてお伺いをしたいと思います。

当松本広域連合も、この制度運用から1年半が経過をしました。そして、今年に入り、9月に前期人事評価制度の職員研修会も行われ、職員を対象としたアンケートも行われたというふうにお聞きしております。

そこでお伺いする点は、1つは、この職員研修の中身ですけれども、どんなことが行われ、何が課題となったのかお聞きしたいと思います。また、職員アンケートに関しては、そのアンケートの内容及びその結果について特徴的なもの、また、その傾向についてお聞きしたいと思います。加えて、自由記載欄があったというふうにお聞きしておりますが、この自由記載欄にはどんな意見があったのかお聞きしたいと思います。

次に、この間の経過、研修などを通じて、この人事評価制度に対する受けとめはどうかということをお聞きすると同時に、今後、この間も発言をしておりますけれども、給与、処遇への反映についてはどのように考えるのか、改めてお聞きしたいと思います。

次に、消防力の強化に関連してお伺いをします。

先ほど、提案説明の際にもお話がございましたが、本日、常備消防力整備にかかわる中長期構想が委員会に発表されるようですけれども、後ほどの委員会の審議にも譲る点もあろうかと思いますが、まず第1に、今回も、まず、人的強化の点で、とりわけ、職員定数については今後どのように考えているのかということ、まずお伺いしたいと思います。

この間、この中期構想の文書の中にも書かれておりますが、人的強化に関連して、定数外

職員として再任用職員を活用するなど強化を図っている。この点は評価できるものと思われ
ますが、しかし、より根本的には、正規職員の絶対的な不足をカバーするものではございま
せん。前回指摘をしましたが、改めて、消防署によっては、救急車が出動している際の火災
対応として、タンク車を2人体制で出発をさせなければならない。場合によっては、署長が
このタンク車に乗り込んで出動して、消防署にはかぎをかけて、空っぽの状態になっている
という例があるというふうにも聞いております。

また、こうしたポンプ車の2人乗務という活動は、全国的には、関係者のお話によれば、
例外中の例外。こんな話は聞いたことがないというふうにも言われ、文字どおり、異例中の
異例の事態であるというふうに前回も指摘しましたが、改めて調べる中で、そういうことが
わかりました。要は、そんなことは考えられないんだということです。こうした点について
は、解消・解決される方向なのかどうかということをお伺いすると同時に、もう一つ、今回
この消防車両の緊急出動にも関連しますが、消防車両を運用する職員の免許取得状況につ
いてお伺いをしたいと思います。現在、大型、そして、新しく中型免許制度ということが始ま
りましたけれども、現在の消防職員の皆さんの大型・中型の取得状況はどうなっているのか。
また、毎年毎年新任の職員の方が採用されますけれども、加えて、いわゆる若手と言われる
職員の皆さんに関して、この中・大型免許の取得に関してはどのような制度になっているの
か。年間の予算及びその執行等を含め、この免許取得の計画はどのようなになっているのかと
いうことをお聞きして、1回目の質問といたします。

○議長（上條俊道） 清水消防局長。

○消防局長（清水哲弥） ただいまの池田議員の質問にお答えをいたします。

初めに、人事評価制度の導入から1年半が経過する中で、職員研修の状況、アンケート結
果の傾向等についてのご質問にお答えをいたします。

まず、職員研修につきましては、昨年2回、今年度も9月に、全職員を対象にした研修会
を実施しております。内容につきましては、評価シートの記載方法、評価者の目線合わせ、
中間面談の方法といった内容でございます。

職員へのアンケートにつきましては、昨年9月に実施をした全職員向けの研修会の際、委
託業者が今後の参考とするために実施をしたもので、アンケートの内容は、人事評価制度の
目的や活用、目標管理、能力評価シートの記載方法といった基本的な内容で、ほとんどの職
員が、おおむね理解できたと回答をしております。また、アンケートへの自由記載についま
しては、人事評価を活用するにはさらに制度の構築が必要である、評価者と被評価者で共通

認識がないと評価にばらつきが出るといった意見がございましたので、今後も、制度の醸成と公平な制度運用が図れるよう、継続的に職員研修を実施してまいります。

次に、人事評価を1年半実施をしてみて、制度についての受けとめと処遇への反映についてでございますが、昨年度から運用を開始し、職員もまだまだ手探りで実施をしているところではございますが、制度を運用する中で、個人面談等を通じ、今まで以上に職場内のコミュニケーションが図られているというふうに感じているところでございます。

また、職員への処遇につきましては、制度の定着には一定の期間が必要であることから、慎重に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の消防力の強化の関連についてお答えをいたします。

まず、人的強化に関連して、職員定数について今後どう考えるかというご質問でございますが、本日開催をお願いしている消防委員協議会においてご報告をさせていただき常備消防力整備にかかわる中長期構想の中で説明をさせていただきますが、近年は、予測のつかない大規模災害が全国各地で発生をしている状況でもございますので、管内情勢や消防需要等を踏まえながら、当消防局として適正な職員数について検討してまいりたいと考えております。

次に、職員の免許取得制度についてでございますが、現在、はしご自動車などの大型車両や自動二輪を配置している所属においては、車両運行に支障とならないよう、必要な免許取得者を配置し、対応をしております。また、当消防局における免許の取得制度につきましては、大型自動車免許及び普通自動二輪免許の取得について、共通教習費用を公費で負担し、計画的に養成をしております。なお、本年3月の道路交通法の改正に伴いまして、準中型運転免許の新設など新しい免許制度が施行されておりますので、今後も、消防車両等の運行に支障が生じないように、計画的に養成をしてまいります。

以上でございます。

○議長（上條俊道） 池田国昭議員。

○19番（池田国昭） それでは、今の答弁を受けて2回目の質問をいたします。

全国的に、人事評価制度については、民間の企業がリードして行っております。本松本広域連合の場合は日本経営協会が行っているということですが、先ほど、アンケートの中では、おおむね理解できたということだったと言われているんですけども、全国的な、民間が行う、そして、初年度、2年目等で行われている研修の中では、例えば、実施された結果については、本来ならばこうあるべきものだと、そうした民間の事業所の経験から照らして、一般的な結果とは違う結果が出ているケースがあるというふうを示されるようです。

当松本広域連合の場合はどうであったかまでは、私はその現場におりませんでしたので知るよしはないんですけれども、ただ、この研修会で日本経営協会など民間の方が指摘するのは、あらかじめ、そうした想定された結果と違う場合には、こうあるべきだという指摘が行われるというふう聞いております。いわば、この望ましい姿とは違うので、評価の仕方に改善が求められるというふうに迫られるようです。しかし、改善が迫られるという割には、改めて、評価基準がどうあるべきなのかということについては明確でないというのが、こうした研修会に参加した人の声です。果たして、当松本広域連合のこの研修会に参加した職員の皆さん方はどのように感じたのか、ここが非常に大事かというふうに思うんです。

きょう、この議場にも、参加した職員の皆さん方もおいでとは思いますが、もともと想定された結果と違うということの指摘は何を意味するかと。結局のところ、この結果に関しても、いわば画一化が求められるという中身だと思います。そして、場合によっては、指摘の中で、別の項目評価については、一律、同点数が最初の段階では振り当てられると。関係する方々全員が同じ点数だと。これではいけないという指摘も、どうもあるようです。要は、こうした評価にはちゃんと差をつけるべきだということを、こうした企業は指摘をするようです。

私は、改めて、こうした全国的な傾向、恐らく、当松本広域連合も同じような傾向であるというふうに想像するわけですが、確かに、差をつけなければ、評価の必要性はないわけです。差をつけることが、実は、評価者には求められるという中身です。このことについては後ほど触れたいと思うんですが、改めて、こういう実態との関係で、この研修会及びこの1年半のこの制度の運用についてはどのように考えていらっしゃるか、冒頭にも触れましたが、もう一回お聞きしたいと思います。

給与等、処遇への反映については、まだまだ手探りで来ていると。そのとおりでと思います。職員の皆さんの納得も得られない中、これを即給与、処遇へ反映させたらどうなるかということを考えたら、私は、文字どおり慎重に、時間をかけて、慎重の上に慎重を重ねて、事実上は、その実施を延期していくということが得策かなというふうに思います。

次に、もう1点の消防力に関することについてお聞きをいたしたいと思います。

私は、本来的には、消防力というのは、人的な力、この充実があってこそ、初めて住民の皆さんの命や財産を守ることができる。幾ら機械化が進んだとしても、実際にその機械を運用するのが人間であり、先ほども指摘したとおり、この松本広域連合の中では、考えられない二人乗務が実際には行われ、そういう中で、消防職員の皆さんが日ごろご苦労されてい

るということです。私は、後ほどの計画との関係でも発言をする予定ですが、ぜひ、この事態をどう打開するかということでの計画を立ててもらうことを求めると同時に、これとは違いますが、それをいわば補う形での中・大型免許の取得に関してです。

私がお聞きしているのは、中・大型免許を取得する希望者全員が、年間の計画の中で、公費では取得できずに、結果的に、自腹で自動車学校に通って取得をした例もあったというふうにお聞きしております。自動車学校に通うには、最低でも30万円超の負担が必要。加えて、公費で取得できる場合と違って、自腹の場合には、任務として時間中に通うわけにいかずに、結局、休みをとっての通いの取得というふうになる。そのとおりだと思います。

自衛隊の職員のことを紹介すれば、自衛隊の職員の方々は、いわば全額公費でこの免許が取得できるというふう聞いております。もちろん、当松本広域連合にも公費で取得をする制度があるというのはいいんですが、実際に、希望する職員全員が公費で、そして公務で免許取得ができるという点については、非常に重要だと思うんですが、実際はどうなっているのか。自腹で取得をせざるを得ない職員がいたのか、いるのか。明らかにしていただければと思います。文字どおり、自衛隊の方々と同様に、消防職員の皆さん方は住民の皆さんの命や財産を守ると。自衛隊の隊員の皆さんと共通する任務の中で、とりわけ、消防の方々は、日々命がけで奮闘している。そういう点では、同様な対応が求められるというふうに思います。

以上を申し上げて、2回目の質問といたします。

○議長（上條俊道） 清水消防局長。

○消防局長（清水哲弥） ただいまの池田議員の2回目の質問にお答えをいたします。

人事評価制度の結果の内容ということでございますが、当消防局につきましては、昨年1年やって、この3月で1年経過したという状況でございまして、初めての評価結果としては、評価者の目線合わせも含め良好であったと、研修の中で委託業者のほうから話がございました。特に、そういった課題等が現状あるということは聞いておりません。

次に、2番目の大型車の希望者について、全員が取得できているかという質問でございますが、限られた予算の中で人選をしているところでございまして、大型免許の取得につきましては、大型自動車の配置をしている所属長と担当課で調整をしながら、経験年数などを踏まえて人選をしているということでございます。

なお、自費で取得している職員がいるかということでございますが、自費で取得している職員も、実際にはおります。

以上でございます。

○議長（上條俊道） 池田議員。

○19番（池田国昭） 今の答弁の中で、人事評価制度に関しては、課題があるとは聞いていないというお話なんです。私は、その答弁をそのまま聞き流すわけにはいかないというふうに思います。課題がないのであれば、全然問題がないので、そのまま実行に移すべきであるにもかかわらず、一方で慎重さが求められるというのは、課題があることが明らかになり、しかも、その課題も、どこにどういう問題があるのかということまで、全国的には民間が行った研修会の中では具体的な指摘があるというふうに聞いております。ぜひ、そういう課題がないという認識ではなくて、どうするかということを実際に考えていく必要があると。

後ほども述べますが、私は、真剣に考えていくと、この人事評価制度というのは矛盾に突き当たり、実際には実施に移せない、そういう見通しを持っておりますが、それは私の希望ですので、それはともかくとして、ただ、もう1点だけ指摘をしておきたいのは、この人事評価制度を導入することによって、職員の皆さんがどういう状況になっているかという点です。民間がよくやる人事評価制度は、いわば、この職員管理というのは、専任でやる部署がありますが、当松本広域連合の場合には、専任の部署があるわけでもなく、また、専任でやっていいものでもないと思っております。結果的に、職員の皆さん方は、今までにない新たな仕事がふえるわけです。そして、求められる理念というか、公平公正、これが求められれば求められるほど、その基準というのは細部にわたり、しかも、システムが複雑化し、そして、時間もかけなければならない。ますます大変になり、本業でない仕事に取り組まなくてはいけないというのが、消防に限らず、例えば、大阪で行われているこの人事評価制度にかかわる市のいろいろな報告でも明らかになっていきます。これ以上の職員の多忙を招くようなこの人事評価制度は、私はまず、その点においてもやめるべきだということを申し上げておきます。

以下、残った時間で私の思いだけ申し上げて、終わりたいと思います。

確かに、この人事評価制度というのは、今私が申し上げたとおり、やめられるものであればやめるべきですが、しかし、法律で決められた以上、実施が求められております。慎重に対応し、そして、少なくとも、処遇への反映は、本当に全職員が納得するまでやらないと。これが最小限必要だと思っております。すなわち、慎重の上に慎重で、先ほど申し上げたとおり実施をおくらせる。このことが全国の自治体の中でも行われれば、結局、この法律は空文化するというふうに思っております。

そもそも、人が人を評価するというのはどういうことかということ及びそれに基づいて処遇を決めると、この行為そのものが非常に危うい内容です。そして、それは、評価の手法もさることながら、評価のあり方によっては差別につながる。ひいては、職場内の不団結、労働意欲の減退につながるということも指摘もされ、実際にそういう事例が全国の自治体では起きております。人間の能力評価と、言葉としては一見明瞭な言葉、しかし、運用の実際は極めて抽象的です。言語明瞭意味不明という言葉がありますが、まさに、この能力評価という言葉に最もふさわしい中身かと思えます。言語明瞭意味不明。

そして、公務員の皆さん方の仕事の多くは、個人的な責任でできる範囲は限られておりますし、いわば集団的に行うと、そういうのが実態の中で、個人だけどう評価するかということにも、もともと無理があると思えます。公務の分野に、当初の目的であった民間企業感覚、民間感覚を取り入れ、成果主義と。民間の場合は、もうけが一番の市場原理を取り入れれば、その企業のためになると。これで済むかもしれませんが、公務の場合は、この手法で質が向上し、そして、括弧つきですが、コストが下げられるかということ、私は果たしてそうではないというふうに思うんです。結果として、評価すること自身が目的化すると。評価はあくまで手段であるはずのものが、これが主眼化してしまうと。公務効率を上げるということにつながる。手段と目的が逆転したところに、いいものは決して生まれません。そして、結果として、職員の皆さんの間の中で、指導、言葉はよくないですね、指導や援助、助言、そして、一番大事な人材育成などがおろそかになるという指摘も実際にあります。

さらに、その評価を確実に活用するためには、表向きは絶対評価が基本というふうに言われながら、結果として、実際に何らかの相対評価が欠かせなくなると。冒頭にも申し上げましたが、差をつけなければ、この評価は意味をなさないわけです。私は、この人事評価制度というのは、いわば、こうした宿命を初めから持っている制度だと思います。そして、この相対評価は、明らかに問題を生むということが、事例でも明確に言えると思うんです。すなわち、評価者も、そして、被評価者も、結果的に、相対化と差別化が行われ、そして、この差別化が行われた場合にどうなるか。真の意味での集団、職場の中での連帯と団結とは無縁な事態が進みます。俗っぽい言葉で言えば、評価がされ、差別がされたら、こんなところではやってられないということで、職場を離れるということも生まれてきます。

ただ、私は、これは実施するなというだけでは無責任ですので、以下、残った時間で、どういうふうに構築する必要が少なくともあるかということについて申し上げたいと思えます。

1つは、大前提として、この人事評価制度は、公務員の一番の基本である全体への奉仕者、

住民サービスの担い手、この視点を絶対に除いてはならない。

2つ目、公正な評価、それには公開と納得がどうしても必要だと。すなわち、職員の皆さんが生き生きと働き、質の高い住民サービスを提供できるような制度を構築することが求められます。

3番目、異議申し立ての制度の確立がどうしても必要です。前回、労働組合のない消防職員の皆さんの中ではどうするんだということを聞きましたが、いずれにしても、評価される側が、その評価に対して意見表明ができること、そして、相談もできて、しかも修正ができること、このことが、最低限として必要かと思います。

最後に、4番目、私は、こうした条件を備えたとしても、そもそも難しいと思いますけれども、人が人を評価するわけですから、主観性や恣意性、そして、繰り返しますが、差別性は免れない。それは、査定方法を幾ら工夫をしたとしても、結局、これを克服することができないというふうに思うんです。

ぜひ、この人事評価制度については、私が申し上げた点で構築を図ることと同時に、それでも必要であるかどうか慎重に検討した上で、この人事評価制度については取り組んでいくことを、重ねて最後に申し上げて、時間もなくなったので、いろいろな意味で、改革とか事態の解決の対応が求められる、こういう公務分野においては、全ての人々に、平和とか、安全とか、よりよい暮らしをもたらすものということも大前提です。住民サービスの向上は、自治体職員の懸命な努力以外に生まれるはずがありません。ここを潰しては、この人事評価制度は、結局自治体本来の仕事を失うということにつながるということも重ねて申し上げて、私の質問の全て、発言を終わりたいと思います。

ご清聴、ご協力ありがとうございました。

○議長（上條俊道） 以上で、池田国昭議員の質問は終結し、松本広域連合行政一般に対する質問を終結いたします。

日程第8 議案に対する質疑

○議長（上條俊道） 日程第8、議案第1号及び第2号の以上2件に対する質疑につきましては、発言通告者がありませんので、質疑は終結し、直ちに議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第1号及び第2号の以上2件につきましては、一層慎

重審議を期するため、お手元にご配付いたしてあります委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

本会議は、委員会審査のために休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時53分休憩

午後 4時35分再開

○議長（上條俊道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

常任委員会において総務民生副委員長及び消防副委員長の互選が行われ、それぞれ決定されておりますので、ご報告申し上げます。

総務民生副委員長に小山福績議員、消防副委員長に内川集雄議員、以上のとおりであります。

日程第9 委員長審査報告

○議長（上條俊道） 日程第9、議案第1号及び第2号の以上2件を一括議題として、委員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員長、横沢英一議員。

○総務民生委員長（横沢英一） 総務民生委員会のご報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案2件について慎重に審査をいたしましたので、その結果についてご報告をいたします。

最初に、議案第1号 松本広域連合広域計画の変更につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号 平成28年度松本広域連合歳入歳出決算の認定についてのうち、当委員会関係決算につきましては、異議なく認定すべきものと決しました。

なお、質疑、意見等の主な内容としましては、議案第1号につきましては、議員から、今後の予算措置についてはどのように考えているかとの質問に対し、理事者からは、今以上の予算措置については予定をしておらず、県の支援金の獲得を目指していくと答弁がありました。

また、構成市村等が大きなエリアで埋没してしまう不安を取り除くよう意見があり、理事者からは、原案については、構成市村と調整を行ってきており、今後は、関係団体とも連携しながら充実させていきたいと答弁がありました。

また、長野駅にも広域連合のパンフレットを設置してほしいとの質疑に対しては、現在も、長野駅や上田駅、高速道路のサービスエリアなどにもパンフレットを置かせていただいている。今後も情報発信には力を入れていくとの答弁がありました。

議案第2号につきましては、監査委員意見書には経費節減に取り組むようにとあったが、仮に経費増となっても、事業等の中身についても充実させていくよう意見がありました。

以上で当委員会の報告といたします。

何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上條俊道） 次に、消防委員長、芝山 稔議員。

○消防委員長（芝山 稔） 消防委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案1件につきまして慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

議案第2号 平成28年度松本広域連合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会関係につきましては、異議なく認定すべきものと決しました。

なお、本件につきましては、職員のメンタル面及び大型自動車等免許取得に係る事項について質疑がありましたことを申し添えます。

以上申し上げ、当委員会の報告といたします。

○議長（上條俊道） 以上をもって委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対し質疑のある方の発言を求めます。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ないようでありますので、質疑は終結いたします。

次に、以上の案件に対し意見のある方の発言を求めます。

池田国昭議員。

○19番（池田国昭） 議案第1号 松本広域連合広域計画の変更について意見を申し上げ、反対をしたいと思います。

先ほどの委員長報告の中でも議論になったようですが、当面は、今以上の予算の拡大はしないと。いわば、事業拡大は当面は行わないというふうに議論がされたかと思うんですが、

今回の広域計画を変更することによって、観光行政に関しては、構成自治体をまたがる施策が可能となります。そして、その施策が松本広域連合で決定された場合には、この計画が事実上の上位計画になる。そして、この上位計画がゆえに、構成自治体の施策を拘束する可能性が出る。そういう中身です。

もともと、松本広域連合が発足する際にも、広域連合議会というか、広域連合という新しい自治体と議会の両方ですが、この狙いは、実は、広域的な施策を地方自治体の自治権を超えて行いやすくする、そういう狙いがありました。もう一つは、議会との関係で言えば、住民の声が十分に反映するに大変な議会構成にして進めていこう、そういう狙いがあり、今で言うところの合併とか、定住自立圏構想とか、そして、今度の中核市にかかわるような、一連の地方自治体の数を減らしていくということにも関係する狙いがあったものです。

こうした松本広域連合で新しい施策を計画として決めることは、構成自治体の自治権にも踏み込む狙いがあり、この計画を決める際にも、私は、極力、取り扱い事務は拡大しないということを求めてきた経過がございます。今回は、それに反しての中身ということもありません。以上、発言を申し上げます。

○議長（上條俊道） ほかに意見はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（上條俊道） ないようでありますので、これより採決いたします。

最初に、議案第1号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（上條俊道） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号については、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号につきましては、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第10 監査委員の選任について

○議長（上條俊道） 日程第10、議案第3号 監査委員の選任についてを議題といたします。
本件については、地方自治法第117条の規定により、小松洋一郎議員は除斥となります。
小松洋一郎議員は退席願います。

（小松洋一郎議員退席）

○議長（上條俊道） 当局から提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） ただいま上程されました監査委員の選任についてご説明申し上げます。

議会選出の濱 昭次監査委員が、去る10月22日をもって任期満了となりましたことから、その後任として小松洋一郎氏を選任しようとするものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上條俊道） お諮りいたします。

ただいま上程されました議案第3号につきましては、直ちに採決いたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号 監査委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、これに同意することに決しました。

小松洋一郎議員の除斥を解きます。

（小松洋一郎議員着席）

○議長（上條俊道） 以上をもって、今期定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成29年松本広域連合議会11月定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後 4時48分閉会